

東播磨港船舶津波対策実施要綱

平成 18 年 3 月 9 日	制定
平成 24 年 8 月 1 日	一部改正
平成 25 年 7 月 1 日	一部改正
平成 26 年 7 月 2 日	一部改正
平成 27 年 6 月 23 日	一部改正
令和 元年 7 月 3 日	一部改正
令和 3 年 7 月 2 日	一部改正
令和 4 年 6 月 30 日	一部改正
令和 7 年 6 月 24 日	一部改正

I 総 則

1. 本実施要綱は、津波発生時等において、港則法の規定に基づいて東播磨港長（以下「港長」という。）から東播磨港における船舶に対して発出される「第一体制（津波警戒勧告）」、「第二体制（津波避難勧告）」及び「南海トラフ地震警戒強化勧告」に対応した船舶の措置内容（以下「勧告等」という。）及び勧告等の情報伝達方法を定め、もって船舶の安全確保及び津波による被害の防止に資することを目的とする。
2. 勧告等は、気象庁から兵庫県瀬戸内海沿岸に対して発表される「津波注意報」、「津波警報又は大津波警報」及び「南海トラフ地震臨時情報」の区分に応じ発出される。
3. 船舶及び台風津波対策部会員（以下「船舶等」という。）は、平素から地震発生情報を入手したときは速やかにテレビ、ラジオ、携帯電話、メール、インターネット等あらゆる手段を用いて気象庁が発表する津波情報の把握に努め、船舶及び乗組員の安全確保を最優先に、Ⅱ 実施要領 1 項目「勧告区分及び措置内容」に定める措置をとることとする。
なお、地震被害等により港長から勧告が伝達されない場合においても、船舶等は勧告等に対応した措置を講じるものとする。

Ⅱ 実施要領

1. 勧告区分及び措置内容

（1）津波警報等が発表されたとき

気象庁が発表する 警報・注意報の区分	港長が発出する 勧告の区分	措 置 内 容
津波注意報	第一体制	各船舶は、津波情報を

(予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって津波による被害のおそれがある場合。)	(津波警戒勧告)	収集し、係留の強化、出港準備等津波対策に留意すること。 さらに必要な場合は荷役を中止し、港外の安全な海域へ避難すること。
津波警報 大津波警報 (津波警報：予想される津波の高さが高いところで1mを超え3m以下の場合。 大津波警報：予想される津波の高さが3mを超える場合。)	第二体制 (津波避難勧告)	各船舶は、乗組員の生命の安全を第一に考慮し、次のとおり対応すること。 1 各船舶(小型船舶を除く。)は、原則として速やかに安全な海域へ避難すること。 2 津波到達予想時刻までに安全な海域へ避難できない船舶は係留強化等保船に万全の措置をとること。 3 小型船舶は、津波到達予想時刻等を考慮のうえ安全な海域への避難又は乗組員等の陸上避難に余裕のある範囲で係留強化等流出防止措置を講じること。
津波注意報、津波警報、大津波警報解除	港長が港内の安全を確認後、津波警戒勧告又は津波避難勧告が解除される。	入港又は港内を航行する船舶は、港内の航行規制等の状況を把握し安全に留意すること。

注：上記勧告解除後においても、港長は、状況に応じて「航行自粛勧告」、「航

行制限」及び「航泊禁止」等の措置を講じることがあるので留意すること。

(2) 南海トラフ地震臨時情報が発表された時

気象庁が発表する警報・注意報の区分	港長が発出する勧告の区分	措置内容
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された時（発表から約1週間）	南海トラフ地震警戒強化勧告	① 在泊船は避難準備を行い、必要に応じて直ちに出港できるよう準備すること ・避難に必要な支援体制の確保に係る確認 ・岸壁管理者の対応の確認 ・荷主企業等の対応の確認 ・各港の地域特性を踏まえた避難方法の確認 ・南海トラフ地震情報に係る情報の入手に努めること ② 自主的な避難行動をとること ・避難に必要な支援体制を受けられない、岸壁が使用できない、荷役作業ができない等がある場合は、自主的に安全な海域に避難すること

注1：(2)に定める「南海トラフ地震警戒強化勧告」発出中に、津波注意報・津波警報・大津波警報が発表された場合は、(1)に定める「第一体制（津波警戒勧告）」又は「第二体制（津波避難勧告）」に切り替える。

注2：(1)に定める「第一体制（津波警戒勧告）」又は「第二体制（津波避難勧告）」が継続中の場合に、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されても、「南海トラフ地震警戒強化勧告」は発出しない。

注3：(1)に定める「第一体制（津波警戒勧告）」又は「第二体制（津波避難勧告）」が解除された際に、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が継続中の場合は、(2)に定める「南海トラフ地震警戒強化勧告」に切り替える。

注4：気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」以外の南海トラフ地震臨時情報の発表があった場合、必要に応じて東播磨港長から当該情報に関する注意喚起の発表があるので留意すること。

2 勧告等の情報伝達方法

(1) 情報伝達手段

イ 勧告及び措置内容は、東播磨港長から部会員あて電話、電子メール、

により伝達される。(通信回線に被害がなく使用可能な場合に限る。)

メールによる伝達が困難な場合(設備がない等)や要望がある部会員に対してはFAXにより伝達を行う。

ロ 情報伝達を受けた部会員は関係船舶に周知する。

ハ 上記のほか、次表のとおり情報提供される。

伝 達 手 段	伝 達 方 法
無線電話等	第五管区海上保安本部から ① 国際VHF(使用電波16/12ch)にて放送される。 ② 部会構成員に対し一斉にFAX送信される。 (いずれも南海トラフを震源域とする地震津波に伴う「津波避難勧告」に限る。)
インターネット	姫路海上保安部 海の安全情報(沿岸域情報提供システム)に掲載される。
巡視艇等	巡視艇により拡声器等により周知される。

注：大規模地震・津波の襲来により、停電又は通信手段の確保が困難となることを想定し、日頃から船陸間において津波発生時における情報伝達及び避難措置等について確認に努めること。

(2) 情報伝達の内容

勧告等の情報は、別添「情報伝達例文(津波)」により伝達する。

令和____年____月____日____:____ 発表

宛 先 東播磨港台風津波対策部会 各位

発信者 東播磨港台風津波対策部会事務局 加古川海上保安署

Tel 079-435-0671

東播磨港台風津波対策部会の連絡系統により関係船舶に周知方お願いします。

第一体制（津波警戒勧告）

TSUNAMI ALERT RECOMMENDATION BY LAW

東播磨港長

Captain of the Port, Higashiharima

気象庁から兵庫県瀬戸内海沿岸に津波注意報が発表されたので、港則法第39条第4項の規定に基づき、東播磨港における船舶に対し下記のとおり勧告する。

勧告日時：____年(Y) ____月(M) ____日(D)____:____JST

記

各船舶は、津波情報を収集し、係留の強化、出港準備等津波対策に留意すること。

さらに必要な場合は荷役を中止し、安全な海域へ避難すること。

Tsunami Advisory for ports in Hyogo Prefecture has been issued.

All vessels are requested to obtain information about the tsunami, and take appropriate actions such as increasing mooring lines and having the engine ready for immediate maneuver.

All vessels are requested to stop their cargo work and evacuate to a safe place .

令和____年____月____日____:____ 発表

宛 先 東播磨港台風津波対策部会 各位
発信者 東播磨港台風津波対策部会事務局 加古川海上保安署
TEL 079-435-0671

東播磨港台風津波対策部会の連絡系統により関係船舶に周知方お願いします。

第二体制（津波避難勧告）

TSUNAMI EVACUATION RECOMMENDATION BY LAW

東播磨港長

Captain of the Port, Higashiharima

気象庁から兵庫県瀬戸内海沿岸に津波警報（又は大津波警報）が発表されたので、港則法第39条第4項の規定に基づき、東播磨港における全船舶に対し下記のとおり勧告する。

勧告日時:____年(Y)____月(M)____日(D)____:____JST

記

各船舶は、乗組員の生命の安全を第一に考慮し、次のとおり対応すること。

- 1 各船舶（小型船舶を除く。）は、原則として速やかに安全な海域へ避難すること。
- 2 津波到達予想時刻までに港外の安全な海域へ避難できない船舶は係留強化等保船に万全を期すること。
- 3 小型船舶は、津波到達予想時刻等を考慮のうえ安全な海域への避難又は乗船者の陸上避難に余裕のある範囲で係留強化等流出防止措置を講じること。

Tsunami Warning for ports in Hyogo Prefecture has been issued.

1. vessels (except small boat) be evacuated in principle to safe waters.
2. vessels that can not be evacuated to outside the port before the tsunami arrival time are requested to measure of mooring strengthening thorough.
3. (Small boats measures English abridgement)

令和____年____月____日____：____ 発表

宛 先 東播磨港台風津波対策部会 各位
発信者 東播磨港台風津波対策部会 事務局 加古川海上保安署
TEL 079-435-0671

東播磨港台風津波対策部会の連絡系統により、関係船舶に周知方お願いします。

第一体制（津波警戒勧告） 解除
LIFTING OF
TSUNAMI ALERT RECOMMENDATION BY LAW

東播磨港長
Captain of the Port, Higashiharima

下記時刻をもって東播磨港の第一体制（津波警戒勧告）を解除する。

Tsunami Alert recommended by law have been lifted in Higashiharima port at the following time:

記

解除日時：____年(Y)____月(M)____日(D)____：____JST

令和____年____月____日____：____ 発表

宛 先 東播磨港台風津波対策部会 各位

発信者 東播磨港台風津波対策部会事務局 加古川海上保安署

TEL 079-435-0671

東播磨港台風津波対策部会の連絡系統により、関係船舶に周知方願いします。

第二体制（津波避難勧告）解除

LIFTING OF

TSUNAMI EVACUATION RECOMMENDATION BY LAW

東播磨港長

Captain of the Port, Higashiharima

下記時刻をもって東播磨港の第二体制（津波避難勧告）を解除する。

Tsunami Evacuation recommended by law have been lifted in
Higashiharima port at the following time:

記

解除日時：____年(Y)____月(M)____日(D)____：____JST

令和____年____月____日____：____ 発表

宛 先 東播磨港台風津波対策部会 各位

発信者 東播磨港台風津波対策部会事務局 加古川海上保安署

TEL 079-435-0671

東播磨港台風津波対策部会の連絡系統により、関係船舶に周知方お願いします。

南海トラフ地震警戒強化勧告

SPECIAL PRECAUTIONS FOR THE NANKAI TROUGH EARTHQUAKE RECOMMENDED BY LAW

東播磨港長

Captain of the Port, Higashiharima

気象庁から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたので、港則法第39条第4項の規定に基づき、東播磨港における船舶に対し下記のとおり勧告する。

勧告日時：____年(Y) ____月(M) ____日(D)____：____JST

記

____月____日____から____月____日____までの間（日本時間）、南海トラフ地震警戒強化をとること。

Use following special cautions with the Nankai Trough Earthquake between ____:____(JST) on ____ (M) ____ (D) and ____:____(JST) on ____ (M) ____ (D).

- 1 避難に必要な支援体制の確保に係る確認
- 2 岸壁管理者の対応の確認
- 3 荷主企業等の対応の確認
- 4 各港の地域特性を踏まえた避難方法の確認
- 5 南海トラフ地震情報に係る情報の入手に努めること
- 6 自主的な避難行動をとること

1. Confirmation regarding securing of support system necessary for evacuation.

2. Confirmation of correspondence of quay administrator.
3. Confirmation of correspondence of cargo handling companies.
4. Confirmation of evacuation method based on the characteristics of each port.
5. Note Information on Nankai Trough Earthquake announced by the Japan Meteorological Agency.
6. Take voluntary evacuation actions.

令和____年____月____日____：____ 発表

宛 先 東播磨港台風津波対策部会 各位

発信者 東播磨港台風津波対策部会事務局 加古川海上保安署

TEL 079-435-0671

東播磨港台風津波対策部会の連絡系統により、関係船舶に周知方お願いします。

南海トラフ地震警戒強化勧告 解除

LIFTING OF

SPECIAL PRECAUTIONS FOR THE NANKAI TROUGH

EARTHQUAKE RECOMMENDED BY LAW

東播磨港長

Captain of the Port, Higashiharima

下記時刻をもって東播磨港の南海トラフ地震警戒強化勧告を解除する。

Special precautions for The Nankai Trough Earthquake recommended by law have been lifted in Higashiharima port at the following time:

解除日時：____年(Y) ____月(M) ____日(D)____：____JST